

またもや、『勝ち気だけ』の木林事務局長の回答。

また、木林議会事務局長との議論『詰める』必要が出てきました。回答に期待したのは、今後の『単純な対応』だけでした。しかし、『勝ち気』が先行したのでしょうか、無理矢理、議会事務局の対応を正当化するものでした。

木林事務局長回答の骨組み

・・・職員発言（拡大解釈）の基礎になっているもの。

- (1) 会議録作成の期限は決められていない。
- (2) 事務局長及び書記長は、議長の命で動く。
- (3) 会議録の作成を急がず権限は議員にはない。

1, 事の発端（問題の所在）

議会事務局職員の三好氏が、私からの議事録（荒打ちがすでに終わっているもの）の提供要請に対して、類似事例と経過はたくさんあるのですが、なかなか出てこないのので、一般質問に関わるので「早めに」とお願いしたところ、{事務局員の仕事のペースは、議員の『一般質問』とは関係ない}との趣旨の発言がありました。そこで私は、これは電話でしたが、『議会事務局というのは、議員の活動をバックアップしてくれるところではないのか』と言いましたが、理解が得られなかったために、「議員必携」の34ページには、「議会事務局の職員は、・・・議会に関する全ての事務を処理して議会の持つ機能が十分に発揮できるように努めること』と書いてあると伝えると『拡大解釈だ』との答えがありました。堪忍袋の緒が切れて、この問題は正式に取り上げる必要があると考えて、議会事務局長に見解を求めた次第。それが、今回の木林回答となったものです。

2, 木林回答の問題点

木林議会事務局長回答(1)・・・「議員活動は議会活動とイコールではない」と主張。

そもそもの発端を端的に言えば、職員が議員の依頼に『自分ペースで仕事をする』として依頼に応じなかったのので、「議員必携」の記載内容を示し「議会の持つ機能が十分に発揮できるように努めること」と伝えたところ、『拡大解釈だ』と、応じたのです。

議員活動と議会活動ですが、議員活動の中には議会活動とそれ以外の調査・研究も含まれますので、議員活動＝議会活動ではないと認識しています。よって「拡大解釈」というのは誤りではないと考えています。

(認識の初歩的間違い)

①「議員活動＝議会活動ではない」と認識は間違っていないですか？

基本的には、議員活動は、議員のプライベートの活動でない限り、議会活動の主たる側面ではありませんか？ 調査・研究も議会活動の一部です。

再度、「議員必携」の説明を確認します。

「議会事務局の職員は、・・・議会に関する全ての事務を処理して議会の持つ機能が十分に発揮できるように努めること」とあります。

丁寧によく読んでください。

「議会に関する全ての事務を処理して」、と、ありますね。そして「議会の持つ機能が十分に発揮できるように」と言っているのです。

ここでよく考えてください。

「議会の持つ機能が十分に発揮できるように努める」とありますが、「議会の持つ機能」って、何ですか？

議会の機能（使命）には2つあります。（議員必携にもありますが、）

1つは、具体的政策を最終的に決定すること。

2つめは、執行機関の運営や事務処理・事業の実施を批判し監視すること。

このことを、「十分に発揮できるように努める」と言っているのですよ。

つまり、議員が議会の機能を十分発揮できるように、議会事務局職員は、努力しなさい、と言っているのです。

私が言っているのじゃありません。「議員必携」でそう言っているのです。

「議会に関する全ての事務」と言ったら、当然、議事録も含まれるじゃないですか。議事録そのものが、議員の『調査・研究』の対象でもあるのです。議員の議会活動に密接に関わるものなのです。

この『議会の機能（使命）』に直接、間接に関わる議員の活動が、議員の議会活動そのものです。議員活動と議会活動は表裏一体のものです。

それを、どうして、木林さんはあえて、「議員活動＝議会活動ではない」と、区別して『拡大解釈』と言う三好さんの発言を正当化するのですか？根拠が薄弱です。

木林議会事務局長回答（2）・・・言っていることが矛盾。

ただ、一般質問については、本会議のための活動で議会活動のひとつでありますので、議会事務局として資料提供しなければならないものと考えています。

実際に、議事録が提供されなかったじゃないですか。だから、もめたんじゃないですか。しかも、『こちらのペースでやる』と言って、議員の都合（一般質問の準備）など、関係ないという立場じゃなかったですか。

おまけに「議員必携」に「議会事務局の職員は、・・・議会に関する全ての事務を処理して議会の持つ機能が十分に発揮できるように努めること」と書いてあると言うと『拡大解釈だ』と言って、『なんとか間に合わせます』という協力的姿勢ではなかったじゃないですか。それを問題にしたのです。

木林議会事務局長回答（3）

「会議録作成の期限は決められていませんので」・・・この考えと意識が問題だ！

しかし、一般質問のために必要だからといって、①会議録の作成を急がす権限は議員にはありませんし、②会議録作成の期限は決められていませんので、以前から申し上げていますとおり、そこは配慮をして作成・対応していますので、③議員の都合だけ主張し催促するのではなく、事務局の都合にも配慮をお願いいたします。

① もとより、「会議録を急がす権限」が議員にあるとは、思っておりません。ただ、常識的に考えて、また、諸状況を考えて、「もう出来上がっている頃」と思われるときは、重ねて『お願いすること』はありました。

② しかし、この「会議録の作成を急がす権限は議員にはない」という言葉と「会議録作成の期限は決められていませんので」という言葉とあとに出てくる「事務局長及び書記長は、議長の命で動く。議員の命ではありません」という言葉が集約されたものとして、現実の議会事務局の動きと発言がリアルに現れてきていると言わざるを得ません。

日常の言葉と行動のバックボーンにこうした3点セットがあり、資料を求めたり、議事録を求めたりする議員を不快にさせているのではありませんか？

③ 私は自分の都合だけで『主張し催促』はしておりません。忙しそうに仕事をしている状況を見ながら、仕事の計画/予定に組み込んで欲しいから、やや早めにお願ひし、そろそろ、と思う頃に『出来たかどうか』をうかがっているだけです。いろいろ感じるがあっても、じっと忍の一字で待っているのです。

(木村事務局長に別件のお願い)

上記の回答文を読んで、議会事務局メンバーに以下の『意識の自己点検』をお願い致します。

- 1つ目。「議員必携」にあるように、「議会に関する全ての事務を処理して議会の持つ機能が十分に発揮できるように努めること」とあるこの文章を議会の使命・機能と結びつけて理解しているか。
- 2つ目。「議員必携」の同じページに「直接、住民との折衝を持つことは少なく、議会を通じて住民へのサービスを行なう事となる」とあるが、「議会を通じて住民へのサービスを行なう」とは、議会活動の中心である議員活動への協力を通して「住民へのサービスを行なう」ことだと言う理解に立っているか。
- 3つ目。上記の1と2に立てば、「議会事務局の職員の仕事は、議員の議会活動を誠実にバックアップする仕事だ」という自覚が醸成されているか。
- 4つ目。「会議録作成の期限は決められていない」という認識は、職員の都合で、いつでも良いんだ、もしくは、議員の希望・都合に合わせる必要はないのだという意識になっていないか。

木林議会事務局長回答（4）・・・議員からの依頼事項を『命令があるか否か』で判断するのか。

それから議員必携 34 ページを紹介されていますが、「事務局長及び書記長は議長命を受けて、書記その他の～（略）～議会に関する事務に従事する」と書かれています。議員の命ではありませんのでご確認ください。

まず最初にはっきりしておきますが、私は議会事務局員にお願い事をするときに、『命令する』などの意識は毛頭ありませんし、『命令した』覚えはありません。しかし、受け止める側はそのように受け止めていたのでしょうか？

これが、役場職員の意識なのか、または、議会事務局員だけの意識なのかわかりませんが、仕事をするときに『命令』だけの意識で仕事をしているのでしょうか？

「全体の奉仕者」として勤務している役場職員は、「依頼されたこと」を命令されたかどうかと判断して動くのでしょうか？

「全体の奉仕者」として、進んで自主的自覚的に働こう・協力しようという意識

ではないのでしょうか？ 議員からの依頼を『命令があるかないか』で判断して、『命令を受ける相手でないから、やらなくとも良い』などと考える習性が身についているのでしょうか？頼まれてもやらなくともいいし、あるいは、事務局員の都合を優先させても良いと考えているのですか。
これがこの部分の回答を読んだ感想です。

木林議会事務局長回答（5）

それから、「こちらのペースで...」という発言内容ですが、不適切とは思いませんが褒められる発言ではありませんので、今後そのような発言はしないよう指導いたします。

「不適切とは思いませんが、褒められる発言ではありません」という意味はつまり、「マイナスでもないプラスでもない」つまり「普通・当たり前」という意味でしょうか？ わかりにくいですね。
これこそ、相手無視、つまり、議員無視・町民無視の発想ではありませんか。素直に、間違っていると言えないところが、木林さんが、感情的になっているせいか、それとも、『勝ち気』が表に出て公平な判断が出来なくなっているのでしょうか。単純に「間違っているので、今後そのような発言はしないよう指導いたします。」とすることにならないのでしょうか？

木林議会事務局長回答（6）

最後に、この回答を公開するのであれば、一字一句最初から最後まで正確に掲載されますようお願いいたします。つまみ食いや切ったり貼ったりして掲載することはお断りします。

仰せの通りしました。四角を順番に読めば、一字一句最初から最後まで正確に掲載されます。

蛇足ながら、申し上げますが、文書を読むときは、どの部分が、本質的言葉表現か、を読み取ることが肝要です。どの部分が、具体的行動と結びついているかを大げさに言えば、『考察』することになります。

今回の木林事務局長回答の『本質的言葉表現』は何かと言えば、最初のページに書きました「木林事務局長回答の骨組み」の「3つの言葉」が本質的言葉です。この3つの考え（思想）が、三好さんや木林さんの発言や行動のベースになっていると読み込んだのです。

これは、「つまみ食いや切ったり貼ったり」したものではありません。念のために。